

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和6(2024)年7月17日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「先日、トランプ前大統領の狙撃事件が発生したことが報じられた。これは、州警察と政府所属のシークレットサービスの連携との間に警戒の空白が生じて発生したものと思われるが、我が国でも、安倍元総理の襲撃事件等を受け、警戒警備の空白だけでなく、この機に警察組織の最適化を図るためのリソースの再分配まで広げた総合的な対策として「警戒の空白を生じさせない組織運営」を打ち出していることから、県警察としてもしっかりと取り組んでいかなければならないと感じた。また、防衛省の不祥事案で、大量に懲戒処分者が出たとの報道もあったが、大規模災害の救援活動等で地道に信頼を得てきたのに、特定秘密の取扱いの不適正を含む、一連の不祥事案で一気に信頼を失ってしまったと感じている。県警察も公務員職権濫用罪による起訴など非違事案が続いているため、今一度、日頃の地道な警察活動で積み重ねた信頼も非違事案一つで失ってしまうことを肝に銘じ、さらに気を引き締めて信頼される力強い警察組織の構築に力を入れていただきたい。」「暑さ対策を推進する警察庁の通知が発出され、制服着用時の屋外活動時にサングラス、ネックリング、飲料ホルダーなどを使用できることとなった。先日、某県警察が、SNSに冷却グッズの活用を理解を求める旨の投稿をし、それに多くの高評価がついたという記事を目にした。地球温暖化の影響で今後ますます暑さが増すものと思われるので、県警察としても改めて広報しながら、暑さ対策を推進していただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和6年度第1四半期における監察の実施結果について

警察本部から、「第1四半期は、警察署及び本部執行隊に対する人事異動後の業務・服務監察、本部内所属に対する服務監察、警察署当直体制及び交番等に対する業務監察を実施している。警察署（全16署）及び本部執行隊（3所属）に対する人事異動後の業務・服務監察は、新年度における体制の確立状況について、首席監察官による警察署長に対する面接、監察課長又は監察官が各所属副署長又は次長、副隊長から前期面接の推進状況、各種非違事案防止に関する指導、教養の実施状況等を聴取するとともに、関係簿冊の確認を行う方法で実施している。各所属とも朝礼や招集日の機会を利用した指示、指導のほか、研修会の開催や教養資料の配布、活用など、各種非違事案防止に関する指導教養について

工夫しながら取り組んでいることが確認できた。指摘・指導事項については、給貸与品を保管している個人ロッカーが無施錠であった点、保管措置を講じた拳銃に保管措置中であることが明示されていなかった点、業務自主点検の一部未実施があった点を確認している。本部内所属（28所属）に対する服務監察は、身上把握及び個別指導による人事管理の推進状況と、各種非違事案防止対策の推進及び職員への浸透状況について各所属の次長及び課員から応問、関係簿冊の確認を行う方法で実施しており、良好な事項は、本部地域課において、朝礼時の指示、指導、事例を活用した検討会等、継続的に実施しているほか、各係ごとに非違事案の発生しやすい領域とその防止策について検討し、検討結果を課内で共有するなど、各種非違事案防止対策が積極的に推進されていることを確認している。指導事項は、車両運転時の酒気帯びの有無の確認について、運転前のみならず運転後にもアルコール検知器を使用して確認を行う必要があることが課員に浸透していない所属があったため、適正な方法で確認を行うよう指導している。警察署当直体制に対する業務監察は、6月中に二戸、久慈、岩泉、宮古の4署に対し、勤務員の服装・携行品の着装状況、拳銃・外部記録媒体の保管管理状況、留置施設の管理状況などを監察項目として、休日に抜き打ちで実施している。指摘事項は、外部記録媒体（デジタルカメラのSDカード）に用済み後の写真データが残存していた点を確認している。交番・駐在所に対する業務監察は、5月から6月にかけて、5の交番、6の駐在所を対象に、勤務員の服装・携行品の着装状況、拳銃・無線機・外部記録媒体の管理状況などを監察項目として、抜き打ちで実施しており、指導事項は、執務室内の環境整理が行われていない駐在所があったため、常に整理整頓に努めるよう指導している。以上、第一四半期の監察結果であるが、指摘事項に関しては、各所属において指導し、改善が図られたことを確認したほか、これらの結果については全所属に通知して情報共有を図り、引き続き非違事案防止に努めたい。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「繰り返しの声かけが大事であるが、定期的な教養も継続していただきたい。」

「幹部の工夫ひとつでできる対策も多いので、各課とも創意工夫しながら、実効性のある非違事案防止対策を講じていただきたい。」

【刑事部議題】

○ 専決事務処理状況（令和6年4月～6月）について

警察本部から、「令和6年度第1四半期における、暴力団対策法に基づく責任者講習の実施状況について、今年度は、例年どおり、6月から講習を開始し、第1四半期中に2回、責任者講習を実施した。受講者数は、責任者に選ばれた時に受講する「選任時講習」の対象者が30名、おおむね3年ごとに受講する「定期講習」の対象者が16名の合計46名だった。前年度（令和5年度）の第1四半期と比較すると、開催回数は、1回減、合計受講者数は、54人減となった。不当要求防止責任者は、概ね3年ごとに定期講習を受講する必要があるため、3年周期で、同業種をまとめて講習するように計画を組んでいる。受講者は、多い順に、運輸業（タクシー業）、郵便業、水道業となっているが、今年度は、全19回の講習を予定しており、うち2回、約10分の1が終了した時点で46人であるので、年間を通じて、およそ460人から560人程度の受講が見込まれる。同じ業種が受講した3年前、令和3年度受講者数（569人）を目安にして、現在、岩手県暴力団追放推進センターと連携し、事業者に積極的な受講を働きかけている。講習項目については、昨年度と同じ内容であるが、○警察本部警察官による、暴力団情勢、特殊詐欺被害防止広報等の講話、○岩手弁護士会

民暴委員会所属の弁護士による、民事介入暴力等に関する講話、○不当要求事例への具体的対応要領に関する啓発ビデオの視聴、○暴迫センター職員による、暴迫センターの事業内容紹介を行っており、全体で約3時間の講習となっている。引き続き、暴迫センターと連携しながら、各事業者に対して、不当要求防止責任者の設置と講習の積極的な受講を働きかけ、暴力団等による不当要求の被害防止に取り組んでいきたい。」旨の報告があった。

【警察学校議題】

○ 初任科第99期短期課程学生の東日本大震災被災地研修について

警察本部から、「7月29日に初任科短期学生に対する、東日本大震災被災地研修を予定している。研修場所は、釜石市及び陸前高田市の震災関連場所等を予定しており、釜石鶴住居復興スタジアムでは、震災当時、鶴住居小学校3年生であった初任科学生が、当時の状況について説明するとともに、同学生の案内で「釜石の奇跡」として取り上げられることの多い、鶴住居小学校、釜石東中学校の児童・生徒全員が無事に避難したという、実際の避難経路を歩くこととしている。県立高田高等学校では、震災当時同校の教諭であった教務副校長が、被災時の状況等について自らの体験を通じた教養を行う予定となっているほか、高校南側にある「希望の鐘」で、震災被災者のご冥福を祈って黙祷する。また、教務副校長が勤務していた高田高校は校舎が津波の被害に遭い、校舎から避難した状況などについて、実体験を通じた教養を予定している。津波伝承館では、展示資料等の見学等を通じて、甚大な被害の現実と命を守るための教訓を学ぶこととしている。陸前高田市廻館橋（まあたちばし）は、当時大船渡署員であり、津波により殉職した中津常幸巡查部長が避難誘導に従事していた姿が最後に目撃された地点である。同所は、海辺から約5キロメートルの山間部に向かう地点であるが、初任科学生に海辺から離れた地点でも地形次第で津波が遡上するということをしっかり認識させ、津波が予想される場合に危険を回避しつつ避難誘導や救出作業にあたる意識を植え付けるため、現地を確認するものである。今回の研修参加学生34名のうち、東日本大震災発生当時に沿岸部に居住していた者は6名（宮古市、釜石市、山田町）で、28名は県内の内陸出身又は関東出身の学生であり、震災当時の状況が分からない学生が多数を占めている。本研修では、被災地における震災の記録や教訓等の伝承教養を行いながら、復興状況等を視察することにより、初任科生に対する警察官としての誇りと使命感の醸成を図りたい。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「現地を見るのは大変貴重な機会であるので、研修で学んだことや感じたことを今後の活動に生かしていただきたい。」

■個別会議

○ 監察課

監察課業務報告

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁